

# 委員全員が賛成！ 議員定数は14人から12人へ



2人削減を提案する中津伸一委員長

## 3月 定例会

広野町議会は3月14日、議員発議による「広野町議会議員定数の一部を改正する条例」を全会一致で可決し、議員定数を2人削減することを決めました。

同議会は、平成17年9月に「広野町議会議員定数に関する調査特別委員会」を設置し、これまで5回にわたり議員定数に関して調査してきました。

本会議では、猪狩新一郎議員が改正案を提出し、全議員が賛成者に名を連ねました。猪狩議員は「行財政改革をいっそう促進するため議員自ら決断した」といった提案理由の説明をしました。

改正された条例は、平成19年4月に実施予定の統一地方選挙から施行されます。

### 議会議員定数に関する 調査特別委員会報告

■第3回委員会（平成18年1月18日開催）  
それぞれの委員に議員定数を何名にするか意見を聞いたところ、現状維持の14人が3人、2人減の12人が7人、4人減の10人が1人と意見が3つに分かれました。

議員の身分に関することを議員自ら襟を正し、真摯に議論する姿を見て、各議員が一致して同じ方向性を見いだせるよう努めなければならぬと感じました。

地方自治の根幹に関する問題でもあり、常任委員会の構成も含め、結論は次回に持ち越すことにしました。

#### ■第4回委員会（平成18年2月20日開催）

これまでの委員会をふり返り、その協議内容をふまえた上で結果をいつ出すのか、それぞれの委員に意見を聞いたところ、多くの委員から、今までの調査結果に基づき、委員長自ら定数を示して結論を出すべきという意見が出されました。

また、少数意見として、議員を減らすメリット、デメリットをもっと議論し、町政の監視役である議決機関の議員数を安易に減らすべきではないという意見もありました。

本委員会は、少数意見も考慮しながら、次回の委員会で結論を出すことにしました。

#### ■第5回委員会（平成18年3月1日開催）

今回の委員会で調査結果を出せば、3月定例会で議員発議により広野町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議案として上程し、次回の一般選挙から適用させることができます。

また、次回の一般選挙は、平成19年4月であるため1年間の猶予期間があり、町民にも周知できるという考えから、これまでの調査の結果に基づいて、2人減の12人で調整したいと提案しました。

すべての委員に満場一致で賛成していただき、広野町の議会議員定数は12人になりました。

#### ■まとめ

議会議員定数に関する調査特別委員会は、議長を除く12人の議員が委員となり、議員の身分に関する問題を真摯に協議してきました。そして、5回目の委員会で、満場一致による結論を出せたことに対し、それぞれの委員に感謝申し上げます。

今後は12人の議員定数で町民の負託に応えられるよう全議員一丸となって調査・研究しなければなりません。

本委員会は、これをもって調査を終了しますが、使命は十分果たせたものと確信しています。

### 少数意見

議員定数を減らせば、議会費の削減といったメリットはあるが、逆に人数が減ることによって住民自治の観点から住民福祉は衰退し、行政の監視役としての機能や発言力も低下してしまう。

削減すべきという町民の意見は大切であり、時代の流れなのかもしれないが、もう少し議論しても良かったのではないかと。